

議案第 28 号

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払を含む。）に係る教育又は保育を受ける小学校就学前子どもの保護者等が負担すべき費用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第 3 条 法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項各号の規定により支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める額（墨田区立幼稚園設置条例（昭和 43 年墨田区条例第 25 号）に基づき設置された幼稚園における教育に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる教育・保育の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 私立幼稚園又は認定こども園において受ける特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育 別表第 1 に定める額
- (2) 法第 20 条第 3 項の規定により認定された保育必要量（次号において「認定保育必要量」という。）が 1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）の区分である支給認定子どもが受ける特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育若しくは特定利用地域型保育又は 1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）の利用に係る特定教育・保育（法

第28条第1項第1号の規定により受けるもののうち、保育に限る。)、特別利用保育、特定地域型保育(法第30条第1項第1号の規定により受けるものに限る。))若しくは特別利用地域型保育 別表第2に定める額

- (3) 認定保育必要量が1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。))の区分である支給認定子どもが受ける特定教育・保育(保育に限る。))、特定地域型保育若しくは特定利用地域型保育又は1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。))の利用に係る特定教育・保育(法第28条第1項第1号の規定により受けるもののうち、保育に限る。))、特別利用保育、特定地域型保育(法第30条第1項第1号の規定により受けるものに限る。))若しくは特別利用地域型保育 別表第3に定める額

(保育料の徴収)

第4条 区長は、墨田区保育所条例(昭和36年墨田区条例第4号)に基づき設置された保育所又は法附則第6条第1項に規定する特定保育所において特定教育・保育(保育に限る。以下同じ。))又は特別利用保育を利用する保護者(特定保育所における利用にあつては、保護者又は扶養義務者。以下「保護者等」という。))から、前条第2号又は第3号に掲げる利用者負担額(以下「保育料」という。))を徴収する。

(保育料の納付)

第5条 保護者等は、区長が指定した納期限までに保育料を納付しなければならない。

(保育料の減免)

第6条 区長は、特別の事情があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(督促及び滞納処分)

第7条 区長は、保護者等が保育料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成27年度から平成29年度までの間における別表第2に規定する保育料の額は、同表の規定にかかわらず、当該額を次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める表に掲げる額に読み替えて適用する。

(1) 平成27年度

階 層 区 分		月 額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	階 層	0円	0円	0円
B	階 層	1,200円	1,200円	1,200円
C	階 層	3,100円	2,500円	2,500円
D	第1階層	3,400円	3,000円	3,000円
	第2階層	4,000円	3,700円	3,600円
	第3階層	7,900円	6,800円	6,800円
	第4階層	9,500円	8,500円	8,400円
	第5階層	10,600円	10,500円	10,400円
	第6階層	16,600円	12,100円	12,000円
	第7階層	20,300円	13,900円	13,800円
	第8階層	23,100円	15,900円	15,800円
	第9階層	25,200円	17,400円	17,300円
	第10階層	27,100円	18,600円	18,500円
	第11階層	29,100円	19,800円	19,600円
	第12階層	31,600円	21,900円	20,400円
	第13階層	33,400円	23,100円	
	第14階層	34,900円	24,000円	
	第15階層	36,600円	25,000円	
	第16階層	38,900円	25,800円	21,200円
	第17階層	40,400円		
	第18階層	41,700円		

	第19階層	43,200円		
	第20階層	47,400円	26,600円	22,000円
	第21階層	52,900円		
	第22階層	57,700円		
	第23階層	61,500円		

(2) 平成28年度

階層区分		月 額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	階層	0円	0円	0円
B	階層	2,100円	2,100円	2,100円
C	階層	3,300円	2,600円	2,600円
D	第1階層	3,600円	3,100円	3,100円
	第2階層	4,200円	3,900円	3,800円
	第3階層	8,400円	7,200円	7,200円
	第4階層	10,100円	9,000円	8,900円
	第5階層	11,300円	11,100円	11,000円
	第6階層	17,600円	12,800円	12,700円
	第7階層	21,600円	14,800円	14,700円
	第8階層	24,600円	16,900円	16,800円
	第9階層	26,800円	18,500円	18,400円
	第10階層	28,800円	19,800円	19,700円
	第11階層	31,000円	21,100円	20,800円
	第12階層	33,600円	23,300円	21,700円
	第13階層	35,600円	24,600円	
	第14階層	37,200円	25,500円	
	第15階層	39,000円	26,600円	
	第16階層	41,400円	27,500円	22,500円
	第17階層	43,000円		
	第18階層	44,400円		
	第19階層	46,000円		
	第20階層	50,500円	28,300円	23,400円
第21階層	56,300円			
第22階層	61,500円			
第23階層	65,500円			

(3) 平成29年度

階層区分		月 額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A 階層		0円	0円	0円
B 階層		2,200円	2,200円	2,200円
C 階層		3,500円	2,800円	2,800円
D 階層	第1階層	3,800円	3,300円	3,300円
	第2階層	4,500円	4,100円	4,000円
	第3階層	8,900円	7,700円	7,700円
	第4階層	10,700円	9,600円	9,500円
	第5階層	12,000円	11,800円	11,700円
	第6階層	18,800円	13,700円	13,500円
	第7階層	23,000円	15,700円	15,600円
	第8階層	26,100円	18,000円	17,900円
	第9階層	28,500円	19,700円	19,600円
	第10階層	30,700円	21,000円	20,900円
	第11階層	32,900円	22,400円	22,200円
	第12階層	35,800円	24,800円	23,100円
	第13階層	37,800円	26,100円	
	第14階層	39,500円	27,100円	
	第15階層	41,400円	28,300円	
	第16階層	44,000円	29,200円	24,000円
	第17階層	45,700円		
	第18階層	47,200円		
	第19階層	48,900円		
	第20階層	53,700円	30,100円	24,900円
	第21階層	59,900円		
	第22階層	65,300円		
	第23階層	69,600円		

3 平成27年度における別表第3B階層の項に規定する保育料の額は、同表の規定にかかわらず、同項中「2,000円」とあるのは、「1,200円」と読み替えて適用する。

(墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の廃止)

4 墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例（平成9年墨田区条例第15号）は、
廃止する。

別表第1 私立幼稚園・認定こども園教育標準時間利用者負担額

階 層 区 分		月 額		
		3 歳 児	4 歳以上児	
A 階 層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	
B 階 層	市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯（A階層に該当する世帯を除く。）	0円	0円	
C 階 層		77,100円以下	6,600円	5,800円
D 階 層	市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯（A階層及びB階層に該当する世帯を除く。）	77,101円以上 211,200円以下	9,800円	9,700円
E 階 層		211,201円以上 256,300円以下	11,500円	11,400円
F 階 層		256,301円以上	13,000円	12,900円

備考

- この表の適用に係る小学校就学前子どもの年齢は、年度の初日の前日における小学校就学前子どもの年齢によるものとする。
- この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、所得割の額の計算においては、規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。
- 世帯の階層区分を区が保有する情報又は証明書等により確認することができない場合にあっては、F階層の区分に該当する世帯とみなしてこの表を適用する。
- 4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の市町村民税の

課税状況に基づき、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の市町村民税の課税状況に基づき算定するものとする。

- 5 この表の規定にかかわらず、規則で定める支給認定子どもに係る利用者負担額は、同表に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

別表第2 標準時間保育に係る保育料

階 層 区 分				月 額		
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A 階 層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0円	0円	0円
B 階 層	市町村民税非課税世帯（A階層に該当する世帯を除く。）			2,400円	2,400円	2,400円
C 階 層	市町村民税均等割のみ課税世帯（A階層及びD階層に該当する世帯を除く。）			3,700円	3,000円	3,000円
D 階 層	第1階層	市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯（A階層からC階層までに該当する世帯を除く。）	5,000円未満	4,000円	3,600円	3,600円
	第2階層		5,000円以上 10,000円未満	4,800円	4,400円	4,300円
	第3階層		10,000円以上 23,200円未満	9,400円	8,100円	8,100円
	第4階層		23,200円以上 36,400円未満	11,400円	10,200円	10,000円
	第5階層		36,400円以上 48,600円未満	12,700円	12,600円	12,400円
	第6階層		48,600円以上 72,800円未満	19,900円	14,500円	14,400円
	第7階層		72,800円以上 97,000円未満	24,300円	16,600円	16,500円
	第8階層		97,000円以上 115,000円未満	27,700円	19,000円	18,900円
	第9階層		115,000円以上 133,000円未満	30,200円	20,800円	20,700円
	第10階層		133,000円以上 151,000円未満	32,500円	22,300円	22,200円
	第11階層		151,000円以上 169,000円未満	34,900円	23,700円	23,500円
	第12階層		169,000円以上 185,500円未満	37,900円	26,200円	24,400円
	第13階層		185,500円以上 202,000円未満	40,000円	27,700円	
	第14階層		202,000円以上 218,500円未満	41,800円	28,800円	
	第15階層		218,500円以上 235,000円未満	43,900円	30,000円	

第16階層	235,000円以上 251,500円未満	46,600円	30,900円	25,400円
第17階層	251,500円以上 268,000円未満	48,400円		
第18階層	268,000円以上 284,500円未満	50,000円		
第19階層	284,500円以上 301,000円未満	51,800円		
第20階層	301,000円以上 349,000円未満	56,800円	31,900円	26,400円
第21階層	349,000円以上 397,000円未満	63,400円		
第22階層	397,000円以上 443,600円未満	69,200円		
第23階層	443,600円以上	73,800円		

備考

- 別表第1備考の規定は、この表において準用する。この場合において、別表第1備考3中「F階層」とあるのは、「D階層第23階層」と読み替えるものとする。
- この表の規定にかかわらず、世帯の階層区分がB階層に該当する規則で定める世帯については、保育料の月額を無料とする。

別表第3 短時間保育に係る保育料

階 層 区 分				月 額		
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A 階 層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0円	0円	0円
B 階 層	市町村民税非課税世帯（A階層に該当する世帯を除く。）			2,000円	2,000円	2,000円
C 階 層	市町村民税均等割のみ課税世帯（A階層及びD階層に該当する世帯を除く。）			3,100円	2,500円	2,500円
D 階 層	第1階層	市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯（A階層からC階層までに該当する世帯を除く。）	5,000円未満	3,400円	3,000円	3,000円
	第2階層		5,000円以上 10,000円未満	4,000円	3,700円	3,600円
	第3階層		10,000円以上 23,200円未満	7,900円	6,800円	6,800円
	第4階層		23,200円以上 36,400円未満	9,500円	8,500円	8,400円
	第5階層		36,400円以上 48,600円未満	10,600円	10,500円	10,400円
	第6階層		48,600円以上 72,800円未満	16,600円	12,100円	12,000円
	第7階層		72,800円以上 97,000円未満	20,300円	13,900円	13,800円
	第8階層		97,000円以上 115,000円未満	23,100円	15,900円	15,800円
	第9階層		115,000円以上 133,000円未満	25,200円	17,400円	17,300円
	第10階層		133,000円以上 151,000円未満	27,100円	18,600円	18,500円
	第11階層		151,000円以上 169,000円未満	29,100円	19,800円	19,600円
	第12階層		169,000円以上 185,500円未満	31,600円	21,900円	20,400円
	第13階層		185,500円以上 202,000円未満	33,400円	23,100円	
	第14階層		202,000円以上 218,500円未満	34,900円	24,000円	
	第15階層		218,500円以上 235,000円未満	36,600円	25,000円	

第16階層	235,000円以上 251,500円未満	38,900円	25,800円	21,200円
第17階層	251,500円以上 268,000円未満	40,400円		
第18階層	268,000円以上 284,500円未満	41,700円		
第19階層	284,500円以上 301,000円未満	43,200円		
第20階層	301,000円以上 349,000円未満	47,400円	26,600円	22,000円
第21階層	349,000円以上 397,000円未満	52,900円		
第22階層	397,000円以上 443,600円未満	57,700円		
第23階層	443,600円以上	61,500円		

備考 別表第2備考の規定は、この表において準用する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の制定により保育所等の利用について施設型給付制度が創設されること等に伴い、保育所等の利用者負担額を定める必要がある。